



平成 31 年 4 月 23 日	
所 属	クリーンセンター
所属長	井上 義啓
電 話	06-6409-0101

---

## クリーンセンター使用料の改定について

---

### 1 内容

本市では全庁的に3年に一度、使用料等の適正化を図るために原価を確認するなど受益者負担について確認を行っております。

平成30年度に原価を確認したところ、改定すべき水準であることからクリーンセンター使用料の改定を行います。

使用料の改定については、家庭系の持ち込みごみ及び犬猫等の死体は平成10年4月、事業系一般廃棄物は平成20年7月、し尿浄化槽汚泥は平成16年7月以来の改定となります。

### 2 改定内容

#### (1) 家庭系の持ち込みごみの処理

10kgあたり86円 → 10kgあたり103円

#### (2) 事業系一般廃棄物の処理

10kgあたり103円 → 10kgあたり123円

#### (3) 犬猫等死体の処理

1匹あたり1100円 → 1匹あたり1300円

#### (4) し尿浄化槽汚泥の処理

30Lあたり26円 → 30Lあたり29円

### 3 実施時期

令和元年（2019年）10月1日から

以 上